

愛媛県立宇和島産業技術専門校令和8年度障がい者対象委託職業訓練  
(知識・技能習得科OA関係コース) 受託希望事業者募集要領

1 職業訓練を委託する産業技術専門校  
愛媛県立宇和島産業技術専門校

2 職業訓練を委託する訓練コース  
知識・技能習得科 OA関係コース

3 訓練コース概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 訓練定員   | 10名 (集合訓練、複数回訓練のどちらでも可)   |
| (2) 訓練期間   | 3か月   |
| (3) 訓練時間   | 月当たり100時間を標準に、原則として下限の時間を80時間とする。<br>(1日の訓練時間は6時間を標準とする)          |
| (4) 訓練内容   | パソコンを用いたワープロ実技、表計算実技、インターネット操作、CAD、マルチメディア編集等のOA関係を中心とした知識及び技能の習得 |
| (5) 訓練実施地域 | 南予地域 (電車、バス等の公共交通機関によるアクセスが容易な場所)                                 |
| (6) 訓練実施時期 | 令和9年3月末までに修了することとする。  |

4 訓練対象者

次のいずれかに該当する障がい者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第2条第1号に規定する障害者であって、公共職業安定所 (以下「安定所」という。) に求職申込みを行っており、かつ、公共職業安定所長による「職業訓練受講指示要領」 (昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号) に定める受講指示、「職業訓練受講推薦要領 (昭和61年1月8日付け職発第11号) に定める受講推薦及び「求職者支援制度業務取扱要領」 (平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号) に定める支援指示 (以下「受講あっせん」という。) を受けた者
- (2) 中途障がい等により休職中の者

5 カリキュラム

次の要件を満たす訓練カリキュラム案を作成し、提出すること。

- (1) 上記3 (3) の訓練時間を満たすこと
- (2) 上記3 (4) の訓練内容を満たすこと
- (3) カリキュラム案の様式は任意とするが、教科の具体的な内容と各教科の時間数がわかるように作成すること

6 就職支援責任者の設置

次の業務内容とする。

- (1) 過去の受講者に係る就職実績等を踏まえた障がいの態様に応じた就職支援を企画及び立案すること
- (2) 受講者に対してキャリア・コンサルティング等の就職支援の適切な実施及び管理をすること
- (3) 就職支援に関し、専門校、福祉施設、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、安定所等の関係機関及び受講者の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、受講者の特性や能力等の把握、求人情報の収集及び受講者への情報提供をおこなうこと
- (4) 訓練修了生及び就職のための中途退校者の就職状況の把握、管理及び専門校への報告をおこなうこと

7 委託額の上限

- (1) 訓練実施に係る委託費

受講者 1 人あたり上限64,000円（外税）

(2) 就職支援経費の支給額

就職者 1 人あたり20,000円（外税）を訓練月数に応じて支給

※就職支援経費の対象となる就職者は、訓練修了日又は就職のための中途退校の翌日から起算して3か月以内に雇用保険の被保険者として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者とする。

労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）により雇用される者でないこととする。

8 応募提出書類

(1) 受託希望申込書（欄外を参照のうえ添付資料を添付すること）

(2) 就職支援責任者候補者名簿

(3) 訓練カリキュラム案

上記5に示す訓練カリキュラム案を提出すること。

(4) 訓練実施に係る受託可能金額(訓練生一人あたりの月額)

上記7の(1)について任意の様式により受託可能な見積額（受託上限は64,000円（外税））を提出すること。

(5) 消費税課税非課税事業所届出書

令和7年度において、消費税の課税業者又は非課税業者であるかを任意の様式により提出すること。

課税事業者は、応募日を含む課税期間を記入すること。

9 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和8年4月24日（金）17時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により次の11提出先に提出すること。電送による提出は認めない。

10 受託予定者決定方法

(1) 別添の選定基準をすべて満たしていること

(2) 受託希望者のうち、上記8の(4)における見積額が最低価格であった者と契約する。なお、同価格の業者が2社以上の場合においては、再度見積を徴し、決定する。

(3) 応募様式等の資料確認、場合により現地調査等審査し、5月中旬を目処に決定し、受託予定事業者には文書で通知する。

11 書類提出先及び問い合わせ先

〒798-0027 宇和島市柿原甲1712

愛媛県立宇和島産業技術専門校 担当 丸山

TEL(0895)22-3410

FAX(0895)23-6550